青森市指定ごみ袋に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市が青森地区の家庭系可燃ごみを排出する際に使用する容器として指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)の規格等について、必要な事項を定めるものとする。

(指定ごみ袋)

第2条 指定ごみ袋は、第5条に基づく登録を受けた製造業者が製造したものであって、 別表に定める規格に適合するものと市長が認めたものとする。

(登録の対象となる製造業者)

- 第3条 第5条の登録の対象となる製造業者は、指定ごみ袋を製造しようとする者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 個人事業主にあっては、成年被後見人又は被保佐人に該当しない者及び破産宣告又は破産手続開始の決定の通知を受けていない者
 - (2) 法人にあっては、法人としての定款が存在し、及び破産宣告又は破産手続開始 の決定の通知を受けていない者
 - (3) 市税に未納の額がない者
 - (4) 販売先及び販売ルートを確保している者
 - (5) 別表に規定する規格に適合している指定ごみ袋を製造することができる者
 - (6) 青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定 する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でない者

(指定ごみ袋製造の登録申請)

- 第4条 指定ごみ袋製造の登録の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、指定ごみ袋製造登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 申請者が個人である場合は、住民票の写し、成年被後見人又は被保佐人に該当 しない旨の登記事項証明書及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町 村(特別区を含む。)の長の証明書
 - (2) 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書
 - (3) 販売店及び販売ルート一覧表
 - (4) 指定ごみ袋として製造する予定のごみ袋及び外装袋の見本
 - (5) 検査結果を証する書類(厚さ及び引張強度について、当該申請者及びその者に

関連する組織以外の第三者検査機関(国若しくは都道府県の工業試験場(研究所) 又は工業標準化法(昭和24年法律第185号)第29条に規定する登録認証機 関)が検査し、発行した書類に限る。)

- (6) 小売販売予定価格一覧表
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の登録の有効期間は、2年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後、引き続き登録を受けて指定ごみ袋の製造をしようとする者は、有効期間が満了する日の30日前までに、青森市指定ごみ袋登録申請書に第1項第3号から第7号までに定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 4 市長は、第1項に定める書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(登録)

- 第5条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、登録をすることとした場合は、申請者に対し、当該申請書の提出があった日から起算して30日以内に指定ごみ袋製造登録証(様式第2号)(以下「登録証」という。)を交付し、登録をしないこととした場合は、指定ごみ袋製造不登録決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条第2項の登録を受けた者(以下「登録業者」という。)は、申請書に記載された内容に変更があったときは、指定ごみ袋製造登録変更届出書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて、遅滞なく、市長に提出しなければならない。

(休止等の届出)

- 第7条 登録業者は、指定ごみ袋の製造を休止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、指定ごみ袋製造登録休止等届出書(様式第5号)(以下「休止等届出書」という。)を、当該休止、再開又は廃止の日から14日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 登録業者は、前項の規定により指定ごみ袋の製造を廃止しようとする休止等届出書を 提出しようとするときは、交付済の登録証を市長に返納しなければならない。

(登録の取消し等)

- 第8条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す ことができる。
 - (1) 指定ごみ袋の製造につき、不正又は著しく不当な行為をしたと認められるとき。

- (2) 前2条の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (3) 不正の手段により第5条第2項の登録を受けたとき。
- 2 市長は、登録業者が前項各号のいずれかに該当するおそれがある場合において、違法 性等の程度が軽微で改善等の余地が認められるときは、当該登録業者に対し、期限を定 めて口頭又は書面により必要な指導を行うことができる。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき登録を取り消すときは、指定ごみ袋製造登録取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。
- 4 第1項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

(改善の指導)

第9条 市長は、指定ごみ袋が規格等に適合しないと認めるときは、申請者に対し、改善 の指導を行うことができる。

(指定ごみ袋の検査等)

第10条 市長は、登録業者に対し、指定ごみ袋に関し随時検査し、調査し、又は報告を求めることができる。

(販売数量の届出)

- 第11条 登録業者は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに、指定ごみ袋の販売数量届出書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。
 - (1) 当該年度の4月から6月までの販売数量 当該年度の7月31日
 - (2) 当該年度の7月から9月までの販売数量 当該年度の10月31日
 - (3) 当該年度の10月から12月までの販売数量 当該年度の1月31日
 - (4) 当該年度の1月から3月までの販売数量 当該年度の翌年度の4月30日

(登録業者の責務)

- 第12条 登録業者は、指定ごみ袋の製造等に関し良好な品質管理に努めるとともに、品不足等が生じないよう、円滑な流通及び販売に努めなければならない。
- 2 登録業者は、指定ごみ袋の普及及び市民の購入の利便を図るため、可能な限り多数の 販売店の確保に努めなければならない。

(市内業者の活用)

第13条 登録業者は、指定ごみ袋の製造に伴う資材の調達及び製造した指定ごみ袋の流通及び販売にあっては、可能な限り市内業者を活用するよう配慮するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、指定ごみ袋に関し必要な事項は、市長が別に定める。

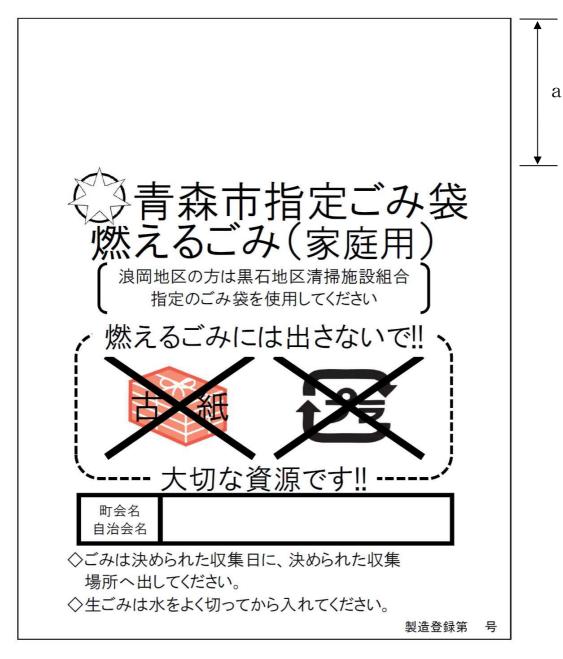
附則

(実施期日)

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

別表 (第2条関係)

材質 低密度ポリエチレン又は高密度ポリエチレン						
	低密度ポリエチレン又は高密度ポリエチレン					
形状 平袋または U 型袋	平袋またはU型袋					
45ℓ(大) 縦 800mm × 横 650mm	縦 800mm × 横 650mm					
大きさ 30ℓ (中) 縦 700mm × 横 500mm						
20ℓ (小) 縦 600mm × 横 450mm						
100 (特小) 縦 450mm × 横 300mm						
高密度ポリエチレン 低名	密度ポリエチレン					
45ℓ (大) 0.025mm 以上						
厚さ 300 (中) 0.025mm 以上						
200 (小) 0.020mm 以上	0.025mm 以上					
100(特小) 0.020mm 以上	0.025mm 以上					
色 黄色半透明	黄色半透明					
印刷色 黒色	黒色					
印刷内容 別図のとおり	別図のとおり					
枚数 1セットの枚数は限定しない	1セットの枚数は限定しない					
○指定ごみ袋を1枚毎に取り出せる形態とすること。	○指定ごみ袋を1枚毎に取り出せる形態とすること。					
○青森市指定ごみ袋であることが容易に判別できる。	○青森市指定ごみ袋であることが容易に判別できるよう「青森市指定ごみ					
袋」と明記すること。 外装袋	袋」と明記すること。					
○浪岡地区の住民が誤って購入しないよう「浪岡地区	○浪岡地区の住民が誤って購入しないよう「浪岡地区の方は黒石地区清掃施					
設組合のごみ袋を使用してください」と明記するこ	設組合のごみ袋を使用してください」と明記すること。					
○指定ごみ袋製造登録証に記載されている登録番号を	○指定ごみ袋製造登録証に記載されている登録番号を記載すること。					
○半透明とは内容物が識別できる程度のものであるこ	と。					
○指定ごみ袋及び外装袋には、環境に悪影響を及ぼす	○指定ごみ袋及び外装袋には、環境に悪影響を及ぼす重金属等の有害物質を					
含まないこと。	含まないこと。					
○引張強度、伸び率は工業標準化法(昭和24年法律)	○引張強度、伸び率は工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条					
備考 に基づく日本工業規格 Z1702 に、形状、材質は日本	に基づく日本工業規格 Z1702 に、形状、材質は日本工業規格 Z1711 に適合するものとし、それ以外の定めのない部分についても日本工業規格を準					
合するものとし、それ以外の定めのない部分につい						
用すること。						
○レイアウト、色彩等の決定については、本市と打合・	○レイアウト、色彩等の決定については、本市と打合せを行った上で、本市					
の指示に従うこと。	の指示に従うこと。					



注) 寸法 a については、縦寸法の1/4とする。

指定ごみ袋製造登録申請書

年 月 日

青森市長 様

住所 (所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者の氏名)

(EII)

電話番号

青森市指定ごみ袋に関する要綱第4条の規定による指定ごみ袋の製造の登録を受けたい ので、申請します。

- 1 製造を行う工場の名称及び所在地(複数の工場において製造を行う場合はその全てを 記入すること。)
- 2 担当者の氏名及び連絡先
 - (1) 氏名
 - (2) 連絡先
 - 電話番号
 - FAX
 - ・メールアドレス

指定ごみ袋製造登録証

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり、指定ごみ袋の製造について登録したことを証します。

年 月 日

青森市長

登録番号	青森市	指定ご	み袋	製造登録第	号			
登録期間	平成	年	月	日から平成	年	月	日まで	

特記事項

- (1) 登録内容に変更があった場合は、遅滞なく届け出てください。
- (2) 登録業務の休止、再開又は廃止をする場合は、当該休止、再開又は廃止の日から14日以内に届け出てください。
- (3) 青森市指定ごみ袋に関する要綱第11条に規定する指定ごみ袋の販売数量届出書を、同条各号の指定期日まで届け出てください。
- (4) 登録期間の満了後引き続き登録を受けて指定ごみ袋の製造をしようとする者は、 登録期間が満了する日の30日前までに、青森市指定ごみ袋登録申請書に、青森 市指定ごみ袋に関する要綱第4条第1項第3号から第7号までに定める書類を添 えて、市長に申請してください。

指定ごみ袋製造不登録決定通知書

住所 (所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けであった指定ごみ袋製造登録申請については、下記の理由により、青森市指定ごみ袋に関する要綱第5条第2項の規定による登録をしないことを決定したので、その旨を通知します。

記

登録しないこととした理由

指定ごみ袋製造登録変更届出書

年 月 日

青森市長 様

住所 (所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者の氏名)

(EII)

電話番号

年 月 日付けで指定ごみ袋製造登録を受けた内容について、下記のとおり変更したので、青森市指定ごみ袋に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり届出します。

変更内容	変更前	変更後	変更年月日

指定ごみ袋製造登録休止等届出書

年 月 日

青森市長 様

住所 (所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

年 月 日付けで指定ごみ袋製造登録をした内容について、下記のとおり (休止・ 再開・ 廃止)しますので、青森市指定ごみ袋に関する要綱第7条の 規定により届出します。

- 1. (休止 · 再開 · 廃止)年月日 年 月 日
- 2. 届出の理由
- 注) 文中の「休止・再開・廃止」については、該当するものを○印で囲むこと。

指定ごみ袋製造登録取消通知書

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名)

青森市長

青森市指定ごみ袋に関する要綱第8条第1項の規定に基づき、登録を取り消したので、 その旨を通知します。

なお、先に交付した登録証については、同要綱第8条第4項の規定に基づき、速やかに 返納してください。

- 1 登録番号 青森市指定ごみ袋製造登録第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 取消しの理由

様式第7号(第11条関係)

指定ごみ袋の販売数量届出書

年 月 日

青森市長 様

住所 (所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者の氏名)

(EII)

電話番号

青森市指定ごみ袋に関する要綱第11条の規定により、 年 月から同年 月までの販売数量の届出をします。

容量 (0)	販売数量 (枚)
4 5 0	
300	
200	
1 0 0	